

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構の料金に関する規程 新旧対照表 (案)

新				旧				改正理由		
(略)				(略)				令和4年度診療報酬改定において、省令等の改正が行われたことに伴い、その適用を受ける足柄上病院とこども医療センターの料金を変更。		
<p>附 則</p> <p>この規程は、令和4年10月1日から施行する。</p>										
別表1				別表1						
区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額			
評価療養及び選定療養に係る保険外負担	(略)			評価療養及び選定療養に係る保険外負担	(略)					
	告示第2条第4号に規定する病院の初診	足柄上病院	1回		<u>7,700円</u>	告示第2条第4号に規定する病院の初診	足柄上病院		1回	<u>5,500円</u>
		こども医療センター	同		<u>7,700円</u>		こども医療センター		同	<u>5,500円</u>
		がんセンター	同		5,500円		がんセンター		同	5,500円
	告示第2条第5号に規定する病院の再診	足柄上病院	同		<u>3,300円</u>	告示第2条第5号に規定する病院の再診	足柄上病院		同	<u>2,750円</u>
		こども医療センター	同		<u>3,300円</u>		こども医療センター		同	<u>2,750円</u>
(略)				(略)						

料金規程においては、消費税及び地方消費税相当額を含む。

令和4年7月26日  
本部事務局経営管理室

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構の料金に関する規程の一部改正について

### 1 改正の趣旨

令和4年度の診療報酬改定において、令和4年厚生労働省令第31号「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令」及び令和4年厚生労働省告示第52号「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示」により、「紹介状なしに受診した患者の初診時」及び「他の医療機関へ紹介した患者の再診時」に支払いを受けることとなっている選定療養費の額が改正されたことを受け、料金に関する規程の一部改正を行う。

### 2 改正内容

新旧対照表（案）のとおり。

### 3 中期計画の変更について

令和4年4月27日に県に計画変更の認可申請を行い、令和4年7月26日に認可を受けたものである。

<第9 料金に関する事項（抜粋）>

評価療養及び 選定療養に係る 保険外負担	非紹介患者の初診	1件につき7,000円を超えない範囲内で 理事長が定める額
	紹介済患者の再診	1件につき3,000円を超えない範囲内で 理事長が定める額

※ 中期計画においては、消費税及び地方消費税相当額を含んでいない。

### 4 施行期日

令和4年10月1日

県病第 1125 号

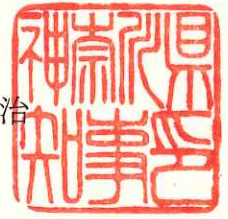
地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画変更認可書

地方独立行政法人神奈川県立病院機構  
理事長 吉川 伸治 様

令和 4 年 4 月 27 日付け本部第 52 号で申請のありました地方独立行政法人  
神奈川県立病院機構第三期中期計画の変更の認可については、地方独立行政  
法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条第 1 項の規定により認可します。

令和 4 年 7 月 26 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



問合せ先

健康医療局県立病院課  
病院機構グループ 佐藤  
電 話 045-210-5047